

茂原市農業委員会第8回総会議事録

1 開催日時 令和7年8月6日(水) 午後1時30分から

2 開催場所 茂原市役所502会議室

3 出席委員 12名

1番 麻生晴美	2番 伊東俊雄
3番 川嶋孝市	4番 牧野豊
5番 深山理	6番 森川善仁
8番 小川克巳(第二副小委員長)	9番 糸久敏秀
10番 小高一夫(第一副小委員長)	11番 光橋正人(第二小委員長)
12番 八角徳政(第一小委員長)	14番 鬼島一郎(会長)

出席推進委員 15名

平野芳之	加藤古志郎	島田喜昭	小高明
若菜敏郎	林壽一	深山文雄	風戸茂樹
河野喜昇	伊東忠司	小倉敏行	長谷川理成
鬼原一	金澤哲	杉崎茂	

4 事務局職員 5名

事務局長 岡田公一	局長補佐 加藤栄一	係長 梅澤雄志
主査 鈴木秀彦	主事 奥山泰成	

5 会議に付した議案

- ・農地法第3条の規定による許可申請について 8件
- ・農地法第5条の規定による許可申請について 11件
- ・農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について 3件
- ・農用地利用集積等促進計画案の意見について

6 報告

農地法第3条の3の規定による届出について
地目変更登記申請に係る照会について
その他

7 総会要旨

局長

定刻となりましたので、ただ今より茂原市農業委員会第8回総会を開催させていただきます。本総会の出席者は農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、委員の過半数の出席がございますので、本総会が成立したことをご報告いたします。

本日の案件につきましては、農地法第3条の規定による許可申請が8件、農地法第5条の規定による許可申請が11件、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請が3件であり、合計22件となっております。また、議案第23号では、農用地利用集積等促進計画案の意見についてご審議していただきます。その後、事務局より報告事項がございます。それでは議事に入ります。議長は茂原市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、会長が総会の議長となることから、鬼島会長に議長をお願いいたします。それでは鬼島会長お願いいたします。

会長

ただ今より第8回総会を始めさせていただきます。議事に入る前に本日の議事録署名人について私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。(異議なしの声)本日の議事録署名人は3番川嶋委員、4番牧野委員にお願いしたいと思います。なお、議案の説明及び書記は事務局にお願いします。

まず初めに農地法第3条の規定による許可申請の1号、2号議案と一体計画の農地法第5条の規定による許可申請の9号、10号議案、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の20、21号議案の説明を事務局よりお願いします。なお、関係者をお呼びしておりますので、事務局の説明の後、入室していただきます。

事務局

説明を始める前に概要をお話しします。本件は営農型発電設備に係る一体計画で、発電を★★さん、営農を★★さんがさつまいもを栽培することで、令和4年9月1日から令和7年8月31日までの期間で一時転用の許可を受けており、今回の申請は、更新と併せて栽培作物をさつまいもからサカキに変えることに伴う計画変更となります。概要については以上です。

それでは営農型発電設備に係る農地法第5条の規定による許可申請の9号、10号議案及び農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の20号、21号議案についてご説明します。申請地について、9号、20号議案が法目字五反田地先外1筆、田19㎡の内0.007㎡、畑542㎡の内0.207㎡、合計561㎡の内0.214㎡、10号、21号議案が法目字五反田地先外1筆、畑、624㎡の内0.275㎡です。埼玉県★★さんが、9号、20号議案については陸沢町の★★さんから、10号、21号議案については本納の★★さんから賃借権の設定により土地を借り受けて、それぞれ一時転用許可を受け、農地に支柱を立てて営農型発電設備を設置しようとする申請です。

事業計画としては、既に設置済みの太陽光発電設備に変更はなく、9号、20号議案では太陽光パネル80枚、支柱34本、10号、21号議案では太陽光パネル68枚、支柱28本です。作付け作物について、当初は、さつまいもでしたが、今回、サカキに変更します。変更理由としては、太陽光パネルの下が生育環境に適しており、収穫が年に複数回できるので安定した収入が見込めるためです。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は農用地区域内にある農地と判断され、原則、許可をすることが出来ない農地ですが、農地法施行令第11条第1項第1号イの「仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うもの」に該当し、例外的に許可し得る農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請として、経済産業省資源エネルギー庁に再生可能エネルギー発電事業計画の申請をしております。

周辺農地の営農条件への支障について、埋立て等は行いません。排水は雨水のみです。両総土地改良区から一時転用に係る同意書が提出されております。確認が必要な隣接農地所有者は9号、20号議案で5人、10号、21号議案で2人おり確認を得

ております。一時転用の許可期間については、10年で申請されていますが、農林水産省の通知では、担い手が権利を有する農地を利用する場合または荒廃農地を利用する場合は10年以内とされています。許可期間については、許可権者が決定するものと考えます。

その他、設備の撤去時の費用を含め転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続いて営農型発電設備の許可基準についてです。許可の条件として、農地法の処理基準及び運用通知の定めによる通常の判断のほか、下部の農地における営農の適切な継続が確実と認められることが必要であり、営農が行われない場合、下部の農地における単収が同じ年の地域の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減少している場合、下部の農地において生産された農作物の品質に著しい劣化が生じていると認められる場合等に該当する場合は、営農の適切な継続が確保されていないと判断するものとなっています。なお、荒廃農地を利用する場合は収量の制限はありません。

これを判断するため、営農型発電設備の下部の農地における営農計画書及び当該農地における営農への影響の見込み書についてご説明します。お手元の資料を1ページから順次ご覧ください。発電設備下部の農地における作付け予定作物はサカキです。必要な農作業の計画として、申請期間に合わせ10年目までの農作業計画を記載しています。1年目の10月に定植、中間管理を経て、6年目から収穫、販売を見込んでいます。資料4ページをご覧ください。利用する農業機械、農作業に従事する者の農作業経験等の状況は、資料のとおりです。

次に営農への影響の見込みについてです。資料7ページをご覧ください。サカキの生育に適した日照量の確保は、パネル下においても十分日照量が確保できると見込んでいます。農作業を効率的に行う上で通常必要となる空間の確保は、支柱が最低地上高2m、最高地上高2.8mです。資料4ページに戻っていただき、下部の農地の単収は、地域の平均的な単収10a当たり7000本に対し、9600本を見込んでいます。資料17ページは申請地の太陽光パネルの配置図です。

以上の計画について、知見を有する者として、★★の★★さんの意見書が提出されています。意見書によりますと、適切な日射量が確保されていれば栽培に問題なく、本事業も遮光率の観点からは自然の中で生育するよりパネル下の方が生育に適しているため、基準収穫量の8割を確保することが可能と判断できるとのことです。

続いて農地法第3条の規定による許可申請についてご説明します。

1号、2号議案は一体計画となっております。申請地は1号議案が法目字五反田地先、畑542㎡の内204.480㎡、2号議案が法目字五反田地先、畑604㎡の内173.808㎡です。埼玉県の★★さんが1号議案では陸沢町の★★さんの土地に、2号議案では本納の★★さんの土地にそれぞれ区分地上権を設定しようとする申請です。申請理由は、太陽光パネルを農地の空中部分に設置するためです。

次に許可基準についてです。区分地上権の設定に係る3条許可の判断については、3条2項ただし書きの不許可の例外事由に該当するため同項各号の全部効率要件、農作業常時従事要件などの各要件を満たす必要はありません。処理基準においては、権利が設定される農地及びその周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがなく、かつ、当該農地における賃借人等の権利者の同意を得ていると認められる場合に限り許可するものとされています。

営農条件への支障については、一時転用許可において判断されることになっており、また、土地の権利者の同意については1号、2号議案の営農者である★★さんから同意を得ております。

なお、農林水産省の通知によりこの区分地上権設定の期間は支柱部分に対する一時転用期間と同じ期間とされています。

また、この3条許可の取扱いについては転用許可がされない場合は3条許可は行わないこととされています。従いまして、転用が許可であれば同時に許可、不許可であれば同時に不許可となります。

最後に、小委員会で指摘のありました草刈りについては昨日行ったということで、申請代理人より本日、写真の提出がございました。以上です。

会長 小委員会からの報告をお願いします。

第一
小委員長 小委員会の審議結果を報告します。現地は荒れており草も刈ってない状態でしたので、総会までに綺麗にしてもらい、総会で判断することになりました。以上です。

会長 関係者が来ておりますので、お入りいただいて話しをお聞きしたいと思います。

(★★氏、申請代理人★★氏、入室)

会長 お忙しいところ、今日はありがとうございます。会長の鬼島と申します。代表の★★さんはどうしましたか。

★★氏 コロナに感染し来れなくなりました。代わりに私が来ることになりました。

会長 わかりました。今回の申請に対して、私の方から質問させていただきます。★★さんが営農型太陽光発電の下部を営農するようになって何年になりますか。

★★氏 4年になります。

会長 わかりました。市内の色々な所で太陽光パネルの下での営農を頑張ってもらっているんだけれども、この頃、営農がおろそかになっているとの意見があり、申請時の時のようにやっていただかないと、今回の節目の申請において大変困るんですよ。ですので、これからもきちんと営農を継続していくという決意表明をしていただけませんか。

★★氏 代表の★★の代わりに私が決意表明させていただきます。すでに皆さんもご覧になられているとおり太陽光パネルの下で維持管理できない圃場があります。力不足で申し訳ございませんでした。さつまいもに係る人件費、そのスポット的なコストも留意してはいたんですが、ちょっと人が辞めたりして人手不足となりました。それを踏まえた上で★★さんというサカキ栽培のプロの方の指導のもと、サカキであれば、定植してから、基本は圃場の管理、6年目から適宜、収穫、人に係るコストはさつまいもより随分少なくなるということでしたので、今回、さつまいもからサカキに作物を変更させていただきました。今までは草刈りだけとか、定植するタイミングで耕うんするとか、その程度のことしか正直できませんでした。しかしながら、サカキに変えた際には、適宜防草シートを張れるところは張る、草刈りを行う、うなうことで圃場を管理し、サカキの収量を上げ、利益を上げ、精いっぱい邁進していきたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

会長 こちらからもお願いしますね。★★さんからも一言お願いします。

★★氏 うちの場合は書類しかわからないんですけど、今回、サカキに変えたいということで茂原市だけでなく、他の市町村にも申請しております。富里市、八街市、大網白里市なんですけども、そちらの方にも、今度、さつまいもからサカキに変更するという形で書類等を提出しております。他の役所の方から現状を見ていきましょうということになっておりますので、茂原市もよろしく願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

会長 時々、そちらでも営農してるかチェックしてください。

★★氏 わかりました。

会長 わたしからは以上です。委員の皆さんから何かありますか。★★委員どうぞ。

★★委員 1日に小委員会で現場を拝見させていただきました。その時は結構、草が生えており、その後、草刈りをやられたということで、いつですか。

★★氏 昨日やりました。今日、写真を事務局に届けてあります。

★★委員 今日の午前中に現場を拝見させていただいたんですけど、★★の駐車場から少ししか見えなく、よくわかりませんでした。

★★氏 そこからだと見えづらいかもかもしれませんが、草を刈ってあります。

会長 他の委員さんございますか。★★委員どうぞ。

★★委員 営農計画書を見ると従事者が1人とありますが、1人が植付けから草刈りから刈り取りまで全部やるんですか。

★★氏 植え付け、収穫、出荷は応援を呼びます。ただ、圃場の管理、農薬の散布、液肥の散布は1人で行います。

★★委員 収穫時や草刈り時には他の人を入れるということで現場を主に見る人が1人ということですか。

★★氏 はい、そうです。草刈りも1人です。

★★委員 わかりました。管理は1人で大丈夫なんですね。

★★氏 この2圃場は2人で大丈夫です。

会長 他にございますか。★★委員どうぞ。

★★委員 参考までにお聞きしたいんですけども、さつまいもを作っていた時に製品ベースで普通の畑は通常2トンぐらい取れますが、どれくらい取れましたか。

★★氏 10アールあたりですか。

★★委員 はい。これまで実績として太陽光パネルの下で10アールあたりどれくらい取れましたか。

★★氏 手元に資料がないので、わかりません。代表の★★の方が詳しいんですけど。

★★委員 感覚で良いです。

★★氏 私の感覚では1,000から1,500kgだと思います。資料見ないとわからないので、すいません。

会長 ★★委員どうぞ。

★★委員 先程の質問に関係するんですけど、常時雇用の方は1人だけということによろしいのでしょうか。

★★氏 はい。

- ★★委員 1人で今回の2箇所は保全できるということだと思うんですけど、★★さんが行った他の圃場については、人員的にどうでしょうか。人手がないと今までのように荒れてしまうのではないのでしょうか。
- ★★氏 2箇所以外の圃場については、私の所属する★★の人員を使って、適宜、圃場の管理や応援に入ったりして人手を確保できますが、★★単体で人が辞めてしまったのも事実なので、そこは★★等を使って求人をかけていこうと思います。
- ★★委員 わかりました。今回の2箇所については、★★さんの方が主として管理し、それ以外は★★さんの協力を得て行うということですね。正直に言うと今までより良くなるのか悪くなるのかということなんです。去年より良くなると今後色々問題が出てくるのではないかと思います。できるだけ頑張ってもらっていただければと思います。
- 会長 他にございますか。★★委員どうぞ。
- ★★委員 今、写真を見せていただいて、1つは住宅地の隣にあって、すぐ見える所で、もう1つの囲まれている所が入りにくくて草刈りの確認がしづらかったということによるしいですね。
- ★★氏 はい。
- ★★委員 ★★さんのアドバイスでサカキに変えることを決断されたわけですが、例えば千葉県内やこの周辺で★★さんの実績とか確認されましたか。
- ★★氏 千葉県内では確認しておりません。★★の本社がある東京都青梅市の圃場で確認しております。それと★★さんが関与していた茨城県つくば市にある★★さんのメガソーラーの下でサカキをやっている★★という会社の視察に行かせてもらいました。ここでは★★の苗を使って地植えとポット栽培でやられていて、その実績を見させていただきました。
- ★★委員 ありがとうございます。他県でうまくいっているということで、千葉県の方でも是非そのようになることを期待しております。それと千葉県内の他の情報を得て、うまく適用できるよう努力していただければ幸いです。
- ★★氏 頑張ります。
- 会長 ★★委員どうぞ。
- ★★委員 営農計画書を見ますと、営農は★★さん、太陽光パネルは★★さんが管理していくとなると1号議案は申請方法が違うのではないかと思います。
- 事務局 1号議案は農地法3条でも耕作に係る申請ではなく、区分地上権の設定に係る申請です。太陽光パネルを空中部分に設置するにあたり、設置者と営農者が異なる場合は区分地上権の申請が必要となります。
- ★★委員 わかりました。
- 会長 更新の時期が来たからといって、あのような荒れている状態で申請するのではなく、営農できる状態で申請するのが筋だと思います。今後、長い間やっていくことでしょうから、頑張らしましょう。

★★氏

はい。

会長

他にございますか。よろしいですか。他にないようですので、これで意見聴取を終了します。今日はお忙しいところありがとうございました。

(★★氏、申請代理人★★氏、退室)

会長

何かご意見はございますか。よろしいですか。1号、2号、9号、10号、20号、21号議案ですが、許可及び許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは9号議案、10号議案、計画変更の20号議案、21号議案は許可相当ということで決定いたします。区分地上権の1号議案及び2号議案については、事務局からの説明のとおり、転用が許可となった場合は許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは1号議案及び2号議案は許可ということで決定いたします。続きまして3号議案の説明を事務局よりお願いします。なお、本人をお呼びしておりますので、事務局の説明の後、入室していただきます。

事務局

3号議案についてご説明します。申請地は、本納字内谷地先外10筆、田4,003㎡、畑3,188㎡、合計7,191㎡を売買しようとする申請です。買受人は市原市の★★さん、売渡人は東京都の★★さんです。申請理由は、近年の米不足の問題を受けて耕作放棄地を解消し、地域の役に立ちたいとのことです。営農計画として、買い受ける農地にて水稻、栗を栽培します。

ここで営農計画のチェック表をご覧ください。経費として稲代100,000円、栗の苗木代100,000円、両総水利利用料23,470円、リース料等150,000円、合計373,470円を見込んでおります。生産した米、栗は一部自家消費し、インターネットや★★に販売予定となっております。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地はありません。主な機械の保有については、耕運機を1台所有、今後、トラクター、田植機、コンバインを1台ずつリースで導入予定とのことです。労働力、技術については、世帯員4名で従事します。農作業常時従事要件については、180日以上となっております。周辺地域との関係について、農薬の使用については、近隣農家の慣習、習わしに従うとのことです。その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

なお、小委員会で指摘のありました荒地の解消について、今日、現地を確認してきましたので、ご報告します。議案説明資料をご覧ください。一番左側の榎神房の田については水稻の作付けをしておりました。左から二つ目は草刈りがされておらず荒れておりました。左から三つ目はユンボを使って木の伐採伐根をしておりました。一番右の栗を栽培する予定の場所は草木が生い茂って手つかずの状態でした。以上です。

会長

小委員会からの報告をお願いします。

第一
小委員長

小委員会の審議結果を報告します。申請地の中には荒れている所もありましたので、総会までに綺麗にしてもらい、総会で判断することになりました。以上です。

会長

本人が来ておりますので、お入りいただいて話しをお聞きしたいと思います。

(★★氏、入室)

会長

お忙しいところ、今日はありがとうございます。会長の鬼島と申します。新たに農業に挑戦するという事で農業者が増えることはとても結構なことで歓迎したいのですが、田が4,000㎡、畑が3,100㎡という大変な面積で農業をやっていくということで、例えば、米を作っていくにあたり農機具はお持ちですか。

- ★★氏 農機具は知人が使っていないのを持ってて、それを借りてもいいし、譲ってくれるとも言ってくれております。
- 会長 インターネットで販売するという事になると、例えば、コンバインで稲刈りするにしても、その後に実を乾燥して次の工程で玄米が出てくるんですけど、その辺の機械はお持ちですか。
- ★★氏 その辺は知り合いが沢山いるので、大丈夫です。乾燥については自分で乾燥室とか作れるのではないかと考えております。
- 会長 慎重に検討していかないと申請した計画が途中で頓挫するケースがあるんですよ。
- ★★氏 せがれやせがれの嫁、親戚も呼べるので大丈夫かと思えます。
- 会長 十分準備して挑戦していかないと、こんなはずじゃなかったということになりかねません。
- ★★氏 農業は大変な割にはお金にならないし、その辺を承知した上で挑戦してみたいと思ってます。
- 会長 私は都合で現地を見ておりませんが、木が結構生えているそうですね。
- ★★氏 ユンボを1台持っているので、適宜、開墾していきます。
- 会長 この土地はずっと何も作っていなかったんですか。
- ★★氏 4、5年前は作っていたと思います。
- 会長 この土地はどのように見つけたんですか。
- ★★氏 知人から紹介してもらいました。
- 会長 多分に米が作れるようになるまで、結構年数がかかると思います。1年や2年では普通の圃場にならないと思いますよ。猛烈に根っこが張っているはずですから。頓挫しないようもう少し慎重に検討した方が良いのかなと思います。例えば、営農計画のチェック表の支出の部を見ると稲作で100,000円とありますが、これでいけますか。
- ★★氏 最低これぐらいはかかると思います。
- 会長 それとご自分の人件費も支出の中に組み込んで計画していかないと。
- ★★氏 人件費を考えたら農業はできないですよ。他の仕事をやりながらやろうと思ってます。人を使ってもできないし、人件費を考えたら、できる商売じゃないと思っております。
- 会長 しかしながら、長くやっていくには、ご自分の人件費も入れた計画の中で進めていかないと。
- ★★氏 小遣い稼ぎしながらやろうと考えているんですけど。農業一本というのは今の段階では無理ですね。

会長 私からは以上です。委員さん方から何かお聞きしたいことはございますか。★★委員どうぞ。

★★委員 今住んでいる市原から通うということですか。

★★氏 そうですね。住んではおりませんが、東金にも家があります。農機具を置く場所は色々あります。

★★委員 この近くに農機具をしまう場所があるということですか。

★★氏 東金か市原刑務所の近くです。

★★委員 結構遠いですね。

★★氏 1回1回運ぶわけではないので大丈夫です。

★★委員 会長も言われておりましたが、米を作るといのは機械が必要で手間もかかるんですよ。問題は仮に米を作った場合、コンバインなんかは車に積んで運んでくることは可能だと思うんですけども、米を乾燥する場所に運ぶとなるとどこに持って行くか決めておく必要があるんですよ。

★★氏 他の仕事もしており、4トンドンプや3トントラックを持っているので、運搬は全然問題ないです。

★★委員 運ぶのは問題ないかもしれませんが、運ぶ場所が近くにありますか。乾燥場がどこにあるのか。きちんと計画を立てた中で申請があがってくるのかなと思ってたんですけども、その辺が曖昧ではないでしょうか。

★★氏 運搬に関しては全然問題ないです。問題なのは農業の経験がないので、それだけかなと思っております。

★★委員 インターネットで米を販売するということですが、ちょっと簡単に考えていませんか。

★★氏 これが結構売れるんですよ。

★★委員 米を売るまでには手間がかかる作業が必要なんですよ。その辺どう考えてますか。

★★氏 ★★に卸すよりインターネットの方が売りやすいと思います。あまり深く考えてもしょうがないので。

★★委員 あまり深く考えないということは、正直言って、あまり農業に力を入れる気はないということですか。

★★氏 いやいや。計画を立てるのが苦手というか、何やるにして今まで計画を立てる方ではないので。

★★委員 この営農計画を見てると不安な気もしないでもないのですが、もう少ししっかりした計画が必要ではないかと思います。私からの質問は以上です。

会長 他にございますか。★★委員どうぞ。

★★委員 農業経験3年とありますが、何を栽培されておりましたか。

★★氏 祖父が北海道でじゃがいもとか農業をやってて、若い時ですけど、一時期、仕事がない時に3年ぐらい手伝った程度です。

★★委員 お手伝い程度ですか。それと稲作と栗を栽培されるということですが、どなたか協力していただける方とか、指導していただけるような方はありますか。

★★氏 2、3人おります。

★★委員 その方々は農業のベテランですか。

★★氏 ベテランで70歳ぐらいです。

★★委員 近くにおりますか。

★★氏 そうですね。

★★委員 わかりました。

会長 ★★委員どうぞ。

★★委員 確認ですけど、お米1,500kgは玄米ベースか精米ベースのどちらですか。

★★氏 精米ベースです。

★★委員 精米するまでの工程もやりますという話ですよ。

★★氏 はい。玄米のまま売ってほしいということであれば、玄米で販売します。

★★委員 そうするとネットで売るのは玄米もあるし精米もあるということですか。

★★氏 はい。

★★委員 わかりました。

会長 他にございますか。★★委員どうぞ。

★★委員 この4箇所の中に木が植わって荒れている所があるということですよ。

★★氏 木がある所は伐採までやりましたが、荒れている所もあります。

★★委員 まだ、全ての農地が耕作できる状態になっていないということですよ。

★★氏 はい。

会長 ★★委員どうぞ。

★★委員 水稻についてインターネットの方が売りやすいということですけど、インターネットで購入される方の目は非常に厳しく、稲刈りした後、玄米、精米も同じですけど、変色があつたりすると、すごく気にして、今の時代ご存知だと思いますけど、SNS

で拡散されるんですよ、いわゆる叩かれるということがあるので、最初は知り合いにお分けする、買ってもらうことで反応を見て、販路を拡大していった方が良いかなと思います。それと稲作に関して指導を受ける方、★★さんという名前が出ておりますが、稲作のプロセスとかその辺の相談、逆に言うと指導は受けているんでしょうか。

★★氏 1反歩いくらになるとか、そういうのは聞いてます。

★★委員 田植えをするまでの間や圃場に稲を植えた後、何をしなければならないのか、まだお聞きになってませんか。

★★氏 聞いてます。

★★委員 稲を植えた後の管理が大変で4月、5月から9月にかけて草刈り、月1回でもこの時期遅いくらいです。それと水の管理、自分の田に水が入ってるのか入ってないのか、或いは水が来るのか来ないのか、1週間放っておくと大変な状況になります。そういうこともしなくてははいけない。その辺のことはお聞きになって、できるだけやっつかないと、先程、会長からもありましたけど、これじゃ儲からないから辞めてしまえということになりかねないと思うんですよ。計画という言葉は堅苦しい言葉になると思うんですけど、ある程度のプロセスは必要になりますので、その辺は頭の片隅に入れてやっつかないと、何せ自然が相手ですから、自分の思った通りにいかないことも多々あります。その中で少しでも収穫できるように努力していかなければと思います。それとご自身で現地を見られてますか。

★★氏 はい。現地は何回も見てます。

★★委員 売りに出ている場合、業者さんと場所はこちらで、土地についてはここからここまですとかあるかと思うんですけど、そういった土地の確認は業者さんとされたんでしょうか。

★★氏 はい。してます。

★★委員 先週の土曜日、除草作業している業者さんから電話があったと思うんですけど、お聞きになってますか。

★★氏 幅3mくらい隣の草を刈ってしまったということを知っています。

★★委員 草だけだったら良いんですけど、国有地の一部にユンボのパケットが入った跡があるんですよ。今、作業依頼している箇所の作業開始前に業者さんと場所はここで、この草を取ってほしいと、範囲はここからここまでといった打合せはしたんでしょうか。

★★氏 大体打合せはして、ちょっと勘違いして隣も同じくらいの高さの細い竹みたいな雑草があったので、刈ってしまったと思います。

★★委員 見ると明らかに★★さんが購入予定の土地の雑草の高さと違うんですよ。それと雑草の種類が違います。何回か草刈りをして耕作していない圃場だったので、数年間草刈りをしていない圃場の草とまったく違うんですよ。それは私が現地に行って、作業している方にストップをかけました。その方に見せてもらったんですけど、航空写真をスマホで送られてますよね。確かに依頼された側から見れば、示された範囲が入ってるんですけど、これはやり方として良くないんじゃないかと思います。草刈りを依頼するのであれば、私が購入する土地の間口はここから奥行はここまでだよと、この範囲の除草をしてくださいとすべきだと思います。

- ★★氏 電話かかってきた時、隣の稲を刈ってしまったかと思ってましたが、雑草だったんで安心してしまいました。
- ★★委員 雑草だから良い悪いじゃなくて、購入していない土地に無断で入って、雑草だからと言っても他人の土地を勝手に作業しているのはいかなものかと思うんですよ。
- ★★氏 不動産屋さんから境界がないという説明でした。
- ★★委員 書面で土地の大きさや面積もらってませんか。
- ★★氏 書面でもらってますが、あそこと照らし合わせるのが難しいんですね。
- ★★委員 ちょっと手間ですけど、測量することも視野に入れることが考えられます。耕作されている田であれば、隣の田との間に畔があり、隣との目安が付きますが、両方とも何年か耕作していない土地だったので、畔自体がわからないんですよ。ただ、先に入られた農地については草刈りをしているので、草の状態を見れば、ちょっと違うのではないかなと気付くと思うんですよ。業者さんに管理はここまでだよと示してあげないと今回のようなことが起り得ると思います。その辺、隣接の農地の所有者や地域とうまくやっていくということであれば、作業する方にここまでだよと示してあげるべきだと思います。それと今回除草した箇所ともう一箇所、営農計画のチェック表を見ると今月除草作業をすることになっていますよね。ここも隣接する圃場が荒地になっていますから、除草作業する時は識別できるように棒を建てるとかしないと前回と同じようなことが起こる可能性があると思います。
- ★★氏 不動産屋さんを確認してみます。
- ★★委員 除草作業される方に現場で指示をした方が良いと思います。
- ★★氏 はい。指示は出していましたが、自分が把握していた場所と違ってました。
- ★★委員 単なる違ってたで済めば良いんですけど、訴訟とか賠償とかなると全てご自身で解決しなければならなくなります。
- ★★氏 元に戻せってなれば元に戻すしかないと思います。
- ★★委員 一度入られた圃場の状態を見ていただいた方が良いかなと思います。一部、草が河川敷に残っておりますので、これをどうするか考える必要があります。できるだけ現場に行って、第三者に作業を依頼する場合は立ち会ってやっていただきたいと思います。
- ★★氏 はい。なるべく立ち会うようにします。
- ★★委員 タイミングが合った時に立ち会ってやってもらえればいいのかと思います。
- 会長 ★★委員どうぞ。
- ★★委員 今回申請されている畑の隣で田を作っており、畑の縁は自分が草刈りをしております。私がやっている所には境界杭が入っております。畑は5、6年前までみかんを植えてありましたが、その後、荒れ放題となりました。綺麗にして、きちんと管理して周りの人に迷惑をかけないようにしていただければと思います。

- ★★氏 はい。周りの人とうまくやっていかないと成り立たないと思います。
- 会長 他にございますか。よろしいですか。他にないようですので、これで意見聴取を終了します。今日はお忙しいところありがとうございました。
- (★★氏、退室)
- 会長 申請者の方は色々言っていましたけど、計画がきちんと立てられていないと思います。何かございますか。★★委員どうぞ。
- ★★委員 土地の境がわからない、場所もよくわからないで申請するのはまずいと思います。それと耕作放棄地が本当に営農できる状態になるかどうか。それを確認できれば許可しても良いと思います。私共の営農組合がこの周りを何年かやってたので、この場所の状況はわかります。あそこはユンボを使って、その後、田になる可能性は低いと思います。機械が入らなくなってしまうような場所で、我々は散々、苦勞したので。一番怖いのは何かというと、やってみて駄目だったら転用してしまおうということで、その流れは十分予想できます。
- 会長 この7反歩がいずれ農地以外のものになるのではないかと心配しております。それを解消させてもらうために、それ相応の営農計画を立てて申請していただきたいと思いますが、他にご意見はございますか。よろしいですか。3号議案ですが、取下げ指導ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声)それでは3号議案は、取下げ指導ということで決定いたします。続きまして農地第3条の規定による許可申請について4号から8号議案の説明を事務局よりお願いします。
- 事務局 はじめに4号議案です。申請地は、高田字屋芝地先、田1, 000㎡を贈与しようとする申請です。譲受人は大網白里市の★★さん、譲渡人は小林の★★さんです。申請理由は、自宅から近く耕作しやすいためです。営農計画として、譲り受ける農地にて水稻の作付けをします。
- 次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在譲受人が耕作に供すべき農地のうち農地法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。主な機械の保有については、トラクター3台、田植機1台、コンバイン、防除機、管理機を各2台所有しております。労働力、技術については、世帯員4名で従事しております。農作業常時従事要件については、150日以上となっております。周辺地域との関係について、農薬の使用方法など、地域内基準に従い耕作していくとのことです。
- その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。
- 続きまして5号議案です。申請地は、下永吉字内合地先外4筆、畑689㎡を売買しようとする申請です。買受人は東部台2丁目の★★さん、売渡人は下永吉の★★さんです。申請理由は、建築予定の自宅の隣接地で管理しやすいためです。営農計画として、買い受ける農地にてレモンを栽培します。
- ここで営農計画のチェック表をご覧ください。経費として苗木代105,000円、土壌改良費用18,700円、施肥費用5,500円、合計129,200円を見込んでおります。生産したレモンは自家消費となります。
- 次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地はありません。主な機械の保有については、耕運機1台を所有し、草刈機2台を親族から借用しております。労働力、技術については、世帯員2名で従事します。農作業常時従事要件については、200日以上となっております。周辺地域との関係について、農薬の使用方法など地域の決まりに従うとのことです。
- その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。
- 続きまして6号議案です。申請地は、三ヶ谷字豆ヶ沢地先外1筆、田13㎡、畑1

10㎡、合計123㎡を売買しようとする申請です。買受人は三ヶ谷の★★さん、売渡人は高師の★★さんです。申請理由は、自宅から近く耕作しやすいためです。営農計画として、買い受ける農地にて柿とみかんを栽培します。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち農地法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。主な機械の保有については、トラクターと田植機を各1台所有しております。労働力、技術については、世帯員1名で従事しております。農作業常時従事要件については、150日以上となっております。周辺地域との関係について、農薬の使用方法など地域内基準に従い耕作していくとのことです。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

続きまして7号議案です。申請地は、六ツ野字下沼地先、田1, 434㎡を贈与しようとする申請です。譲受人は大網白里市の★★さん、譲渡人は大網白里市の★★さんです。申請理由は、譲渡人から贈与の打診があったためです。営農計画として、譲り受ける農地にて水稻の作付けをします。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在譲受人が耕作に供すべき農地のうち農地法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。大網白里市農業委員会より耕作証明が提出されております。主な機械の保有については、コンバイン、トラクター、田植機を各1台所有しております。労働力、技術については、2名で従事しております。農作業常時従事要件については、150日以上となっております。周辺地域との関係について、農薬の使用方法など地域の決まりに従うとのことです。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

続きまして8号議案です。申請地は、六ツ野字南耕地地先外9筆、田12, 394㎡、畑6, 313㎡、合計18, 707㎡を贈与しようとする申請です。譲受人は東京都の★★さん、譲渡人は六ツ野の★★さんです。申請理由は、勤務先がリモートワークとなり実家のある茂原市に戻り、父の農地を引き継いで耕作を始めたいためです。営農計画として、譲り受ける農地にて水稻の作付けをします。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在譲受人が耕作に供すべき農地のうち農地法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。主な機械の保有については、トラクター、耕運機を各2台所有し、★★からコンバインを1台借用しております。労働力、技術については、世帯員2名で従事します。農作業常時従事要件については、200日以上となっております。周辺地域との関係について、農薬の使用方法など地域の決まりに従うとのことです。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。説明は以上です。

会長 小委員会からの報告をお願いします。

第一小委員長 小委員会の審議結果を報告します。4号議案、贈与ということで問題なく許可となりました。5号議案、これも問題なく許可となりました。6号議案、これも問題なく許可となりました。7号議案、耕作されており、問題なく許可となりました。8号議案、これも耕作されており、問題なく許可となりました。以上です。

会長 4号議案、★★委員は議事参与の制限により退席をお願いします。(★★委員退室)★★委員いかがでしょうか。

★★委員 現地は作付けされており、問題ないと思います。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 現地は耕作され、綺麗に管理されております。今後も適切に管理されると思われま

すので、許可でよろしいと思います。

会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。4号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは4号議案は許可ということで決定いたします。★★委員入ってください。(★★委員入室) 続きまして5号議案です。★★委員いかがでしょうか。

★★委員 私の家の近所で、地主さんはたまに草刈りをしておりましたが、結構荒れている期間がありました。レモンを作るということで特に問題ないと思います。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 現状は耕作されておりませんが、綺麗になっております。レモンの栽培ということですが、問題ないと思われますので、許可でよろしいと思います。

会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。5号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは5号議案は許可ということで決定いたします。続きまして6号議案です。★★委員いかがでしょうか。

★★委員 売渡人は以前、申請地の近くに住んでおりました。現在、高師の方に住んでおり、こちらには住まないのので、農地を手放したいということです。今回、申請地の隣に住んでいる方が買い受けるということで特に問題ないと思いますので、許可でよろしいと思います。

会長 ★★委員、いかがでしょうか。

★★委員 自宅から近く、柿やみかんを植えるということですので、許可でよろしいと思います。

会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。6号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは6号議案は許可ということで決定いたします。続きまして7号議案です。★★委員いかがでしょうか。

★★委員 現地は水稻の作付けがされており、今後も耕作していただけると思いますので、許可でよろしいと思います。

会長 ★★委員、いかがでしょうか。

★★委員 協の田と一緒に耕作されておりますので、許可でよろしいと思います。

会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。7号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは7号議案は許可ということで決定いたします。続きまして8号議案です。★★委員いかがでしょうか。

★★委員 少し荒れてますけど、親子間の贈与ということで問題ないと思います。

会長 ★★委員、いかがでしょうか。

★★委員 現状、それ程荒れているわけではありませんが、贈与でもありますし、今後、耕作

していくということですので、許可でよろしいと思います。

会長

他にご意見はございますか。よろしいですか。8号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可ということでもよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは8号議案は許可ということによって決定いたします。続きまして農地法第5条の規定による許可申請について11号から19号議案並びに農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について22号議案の説明を事務局よりお願いします。

事務局

はじめに11号議案です。計画変更承認申請の22号と一体計画ですので併せて説明いたします。申請地は弓渡字門ノ川地先、畑185㎡です。弓渡の★★さんが、船橋市の★★さんから土地を買い受けて、住宅敷地及び駐車場用地とする申請です。当該地は平成2年10月20日付けにて専用住宅用地として農地法第5条の規定による許可を受けましたが、転用目的が実現できなくなったため計画を変更するものです。申請理由及び土地選定理由は、申請地が自宅の隣接地にあたり、自宅の庭と駐車場として使用したいためです。事業計画として、庭は整地して使用し、駐車場は砕石敷で4台分とします。

次に転用許可基準です。立地基準について、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当することから、第1種農地と考えられます。第1種農地と判断される農地については、原則として許可をすることが出来ない農地とされておりますが、住宅その他周辺地域居住者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから農地法施行規則第33条第4号の規定に該当し、例外的に許可できると判断されます。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請はありません。周辺農地の営農条件への支障について、埋立ては行わず整地するとともに、一部砕石敷とします。排水は自然浸透です。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続いて12号議案です。申請地は東茂原字川崎地先外3筆、畑5,026.69㎡です。東部台三丁目の★★さんが、東茂原の★★さんから土地を買い受けて、宅地分譲用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、面積が比較的大きく、インフラへの接続、既存住宅地との連携が図れることから宅地造成に適しているためです。事業計画として、238㎡から317㎡の宅地15区画です。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づくものとして、市都市計画課から宅地開発事業同意通知書、市土木管理課から道路工事施行承認書、長生土木事務所へ雨水浸透阻害行為許可事前相談書がそれぞれ提出されております。周辺農地の営農条件への支障について、工事中は敷地内に必要な仮囲いを設けて隣接地への粉塵などの飛散防止に努めるとのことです。排水は雨水が宅内浸透処理後側溝放流、汚水は公共下水道に接続です。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続いて13号議案です。申請地は、道表地先、畑295㎡です。勝浦市の★★さんが、茂原の★★さんから土地を買い受けて、専用住宅用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、現在賃貸住宅に住んでおり、住み替えを考えていたところ、土地区画整理が行われ、交通の便が良い申請地に住宅を建てたいとのこと。事業計画として、建築面積72.45㎡の木造二階建住宅1棟を建築します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請はありません。周辺農地の営農条件への支障について、埋立ては行わず整地のみです。排水は雨水が宅内浸透処理、汚水は合併浄化槽処理後に側溝放流です。確認が必要な隣接農地所有者は1名おり、確認を得ています。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続いて14号議案です。申請地は、下永吉字内合地先、畑330㎡です。東部台2丁目の★★さんが、下永吉の★★さんから土地を買い受けて、専用住宅用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、現在賃貸住宅に住んでおり、住み替えを考えていたところ、隣接で畑ができる申請地に住宅を建てたいとのこと。事業計画として、建築面積92.74㎡の木造平屋建住宅1棟を建築します。

次に転用許可基準です。立地基準について、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当することから、第1種農地と考えられます。第1種農地と判断される農地については、原則として許可をすることが出来ない農地とされておりますが、住宅その他周辺地域居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから農地法施行規則第33条第4号の規定に該当し、例外的に許可できると判断されます。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請はありません。周辺農地の営農条件への支障について、埋立ては行わず整地のみです。排水は雨水が側溝、汚水は合併浄化槽処理後に側溝放流です。★★から排水同意書が提出されております。確認が必要な隣接農地所有者は1名おり、確認を得ています。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続いて15号議案です。申請地は、下永吉字塩田地先、田418㎡です。千葉市の★★さんが、下永吉の★★さんから賃借権の設定により土地を借り受けて、貸事務所用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、このたび、蓄電池や売電事業に関する会社を立ち上げたことで事務所が必要となり、千葉市より南側に位置するこの地域が事業を行うにあたり適しているため、申請地を借りて会社に貸し付けたいとのこと。事業計画として、39.2㎡の貸事務所1棟と駐車場6台分を設ける予定となっております。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は、街区に占める宅地割合が40パーセントを超えていることから、農地法施行規則第44条第2号に該当し、第3種農地と判断ができます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請として、市土木管理課に道路工事施行承認申請書が提出されております。周辺農地の営農条件への支障について、土砂の流出を防止するため、柵渠を設置します。排水は雨水が側溝に接続、汚水は合併浄化槽処理後に水路に放流です。★★から排水同意書が提出されております。確認が必要な隣接農地所有者は2名おり、確認を得ています。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続いて16号議案です。17号議案と一体計画ですので併せて説明いたします。申請地は、本小轡字東七渡境地先外3筆、畑1,955㎡の内1,306.01㎡です。茂原の★★さんが、大網白里市の★★相続人の★★さん外3人から賃借権の設定により土地を借り受け、16号議案についてはNW I-2号井及び管理用地、17号議案については一時転用の許可を得てNW I-2号井掘削に伴う作業用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、申請地隣接に生産井があり、新たに還元井を掘削するにあたり管理や作業しやすいためです。事業計画として、還元井1基を掘削するとともに、作業にあたり事務所、ツールボックス、タンク等を設置することとなっております。

ります。

次に転用許可基準です。立地基準について、16号議案の本小罫49-1、17号議案の本小罫49-5は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当することから、第1種農地と考えられます。第1種農地と判断される農地については、原則として許可をすることが出来ない農地とされておりますが、土砂等の資源の採取と判断できるものについては、農地法施行規則第35条第2号の規定に該当し、例外的に許可できると判断されます。17号議案の他2筆については、農用地区域内にある農地であり、原則、許可をすることが出来ない農地ですが、農地法施行令第11条第1項第1号イの「仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うもの」に該当し、例外的に許可し得る農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請として、市土木管理課に道路工事施行承認申請書及び法定外公共物占用許可申請書が提出されております。周辺農地の営農条件への支障について、埋立ては行わず整地のみです。排水は雨水自然浸透です。★★及び★★から一時転用に係る同意書が提出されております。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。一時転用の期間は令和10年6月30日までとなっており、事業完了後の農地復元誓約書が提出されております。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続いて18号議案です。19号議案と一体計画ですので併せて説明いたします。申請地は、小林字北向田地先外1筆、田1, 411㎡の内713㎡です。茂原の★★さんが、小林の★★さんから賃借権の設定により土地を借り受け、一時転用の許可を得てM-10、M-11号井圧入圧送管更新工事作業用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、圧入圧送管の老朽化に伴い更新工事が必要となり、申請地が圧送管が埋設されている道路の隣接地のためです。事業計画として、土のうや鉄板を敷き、資材置場、工事車両置場、溶接作業場を設けることとなっております。

次に転用許可基準です。立地基準について、農用地区域内にある農地であり、原則、許可をすることが出来ない農地ですが、農地法施行令第11条第1項第1号イの「仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うもの」に該当し、例外的に許可し得る農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請にあたり、市土木管理課から法定外公共物占用許可書が提出されております。周辺農地の営農条件への支障について、埋立ては行わず整地のみです。排水は雨水自然浸透です。★★から一時転用に係る同意書が提出されております。確認が必要な隣接農地所有者は2人おり、確認を得ています。一時転用の期間について、18号議案が令和8年3月31日まで、19号議案が令和9年3月31日までとなっており、事業完了後の農地復元誓約書が提出されております。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

会長

小委員会からの報告をお願いします。

第一
小委員長

小委員会の審議結果を報告します。11号及び22号議案、1種農地の例外規定に該当し許可相当となりました。12号議案、用途地域の3種農地ということで問題なく許可相当となりました。13号議案、これも用途地域の3種農地ということで問題なく許可相当となりました。14号議案、1種農地の例外規定に該当し許可相当となりました。15号議案、3種農地ということで問題なく許可相当となりました。16号及び17号議案、一時転用ということで問題なく許可相当となりました。18号及び19号議案、これも一時転用ということで問題なく許可相当となりました。以上です。

- 会長 1 1号及び2 2号議案、★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 住宅敷地及び駐車場用地ということで問題ないと思います。許可相当でよろしいと思います。
- 会長 ★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 両脇に住宅が建っている間の土地で問題ないと思います。許可相当でよろしいと思います。
- 会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。1 1号議案と計画変更の2 2号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは1 1号議案と計画変更の2 2号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして1 2号議案です。★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 用途地域の人家連坦している中に残っている農地で問題ないと思います。
- 会長 ★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 3種農地で周囲に家が建っておりますので、許可相当でよろしいと思います。
- 会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。1 2号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは1 2号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして1 3号議案です。ここは区画整理地内ということで問題ないと思いますが、ご意見はございますか。よろしいですか。1 3号議案ですが、小委員会のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは1 3号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして1 4号議案です。★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 5号議案のレモンを作る場所の隣に引っ越して来て家を建てるということで、問題ないと思います。
- 会長 ★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 同じくレモンを作る場所の隣に家を建てるということで問題ないと思います。許可相当でよろしいと思います。
- 会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。1 4号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは1 4号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして1 5号議案です。★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 現地は大通りに面して荒れております。★★から排水同意書が提出されており問題ないと思います。
- 会長 ★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 貸事務所用地ということで現地在綺麗になって良いと思います。許可相当でよろしいと思います。
- 会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。1 5号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは1

5号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして16号議案及び17号議案の一体計画です。★★委員いかがでしょうか。

★★委員 現地は一部荒れているところもありますが、植木畑となっております。1種農地の例外規定に該当することから、許可相当でよろしいと思います。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 瓦斯プラントの隣接で問題ないと思います。許可相当でよろしいと思います。

会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。16号議案及び17号議案の一体計画ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは16号議案及び17号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして18号議案及び19号議案の一体計画です。★★委員いかがでしょうか。

★★委員 18号議案については稲が植わっており、19号議案については空地となっております。瓦斯工事ということで問題ないと思います。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 この場所は農振農用地ではありますが、一時転用ということで★★さんは事業完了後にきちんと農地に復元してくれると思います。許可相当でよろしいと思います。

会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。18号議案及び19号議案の一体計画ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは18号議案及び19号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして23号議案農用地利用集積等促進計画案の意見についてです。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第23号農用地利用集積等促進計画案の意見について説明します。
(内容等について説明する。)

会長 説明が終わりました。ご意見はございますか。(異議なしの声) それでは23号議案については意見なしとさせていただきます。
次に報告に入ります。

事務局 次の事案を報告

- ・農地法第3条の3の規定による届出について
- ・地目変更登記申請に係る照会について
- ・その他

会長 以上で本日の総会を終了します。